



秋田県公報

目 次

秋田県県税条例の一部を改正する条例(四五・税務課).....	4
--------------------------------	---

この号で公布された
条例のあらまし

1 秋田県県税条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四五号)

1 県民税

(一) 特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除について、譲渡資産の譲渡をした年の一定の日において当該譲渡資産の取得に係る一定の住宅借入金等の残高を有することとする要件を除外するとともに、その適用期限を三年延長することとした。(附則第三条関係)

(二) 所得割の納税義務者が、平成一六年一月一日から平成一八年二月三十一日までの間にその年の一月一日において所有期間が五年を超える家屋又は土地等で当該個人の居住の用に供しているものの譲渡をした場合(当該譲渡に係る契約を締結した日の前日において当該家屋又は土地等に係る一定の住宅借入金等の金額を有する場合に限る。)において、当該譲渡の日属する年に当該家屋又は土地等に係る譲渡損失の金額があるときは、その譲渡損失の金額についてその年の翌々年度以後三年度間の各年度分の総所得金額等からの繰越控除を認める特例措置を講ずることとした。(附則第三条の二関係)

(三) 土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次のとおりとする(附則第九条関係)

- 1) 税率は、一〇〇分の一・六とすることとした。
- 2) 土地等の長期譲渡所得に係る一〇〇万円特別控除を廃止することとした。
- 3) 土地等の長期譲渡所得の金額又は短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、土地等の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年度以降への繰越しを認めないこととした。

(四) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例について、次の措置を講ずるとともに、その適用期間を平成二一年度まで延長することとした。(附則第一〇条関係)

(1) 税率は、次のとおりとすることとした。

課税長期譲渡所得金額一、〇〇〇万円以下の部分	一〇〇分の一・三
課税長期譲渡所得金額一、〇〇〇万円を超える部分	一〇〇分の一・六

(2) 収用交換等により代替資産等を取得した場合の課税の特例その他の課税の繰

(五) 延べ措置及び収用交換等の五、〇〇〇万円特別控除その他の特別控除を適用した場合、(1)の特例は適用しないこととした。

(六) 土地等を譲渡した場合の短期譲渡所得の課税の特例について、次のとおりとすることとした。(附則第一二条関係)

(1) 税率は、一〇〇分の三(国等に対する譲渡については、一〇〇分の一・六)とすることとした。

(2) 土地等の短期譲渡所得の金額又は長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、土地等の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年度以降への繰越しを認めないこととした。

(七) 上場株式等以外の株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税率は、一〇〇分の一・六とすることとした。(附則第一二条の二関係)

(八) 特定中小会社の特定株式を譲渡した場合の譲渡所得等の課税の特例に係る譲渡期間について、次のとおりとすることとした。(附則第一二条の三関係)

(1) 特定中小会社の特定株式の上場等の日前における譲渡については、譲渡の日において三年を超えて所有し、かつ、一定の要件を満たした場合をこの特例の対象とすることとした。

(2) 特定中小会社の特定株式の上場等の日以後における譲渡については、譲渡の日において三年を超えて所有し、かつ、上場等の日以後三年以内に譲渡をした場合をこの特例の対象とすることとした。

(九) 公社債投資信託以外の公募証券投資信託に係る勤労者財産形成住宅及び年金非課税貯蓄契約につき目的外払出しの事実が生じた場合について、上場株式等の配当等に係る配当割の優遇税率は適用しないものとする(附則第一三条の三関係)

2 事業税

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成一二年法律第九七号)に規定する旧特定目的会社について、当分の間、資産の流動化に関する法律(平成一〇年法律第一〇五号)に規定する特定目的会社と同様の課税方式とする特例措置を講ずることとした。(附則第一四条の二関係)

3 不動産取得税

(一) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を新築の日から一年を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成一八年三月三十一日まで(現行平成一六年三月三十一日まで)延長することとした。(附則第一四条の七第一項関係)

(二) 新築特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置における土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を三年以内に緩和する特例措置について、三年以内に住宅が

4 自動車税

新築されることが困難である場合として一定の場合においては四年以内に緩和するとともに、その適用期限を平成一八年三月三十一日まで(現行平成一六年六月三十日まで)延長することとした。(附則第一四条の七第二項関係)

(三) 自己の居住の用に供しない新築特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、住宅新築から土地取得までの経過年数要件を二年以内に緩和する特例措置を廃止することとした。(附則第一四条の七関係)

平成一六年度及び平成一七年度に新車新規登録された自動車について、当該登録の翌年度に税率の特例措置を次のとおり講ずることとした。(附則第一九条関係)

(一) 最新自動車排出ガス基準値より四分の三以上排出ガス性能の良い自動車で一定の燃費基準値よりも一定以上燃費性能の良い自動車並びに電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車について、現行の税率からおおむね一〇〇分の五〇を控除した率とすることとした。

(二) 最新自動車排出ガス基準値より四分の三以上排出ガス性能の良い自動車で一定の燃費基準を満たすものについて、現行の税率からおおむね一〇〇分の二五を控除した率とすることとした。

(三) 最新自動車排出ガス基準値より二分の一以上排出ガス性能の良い自動車で一定の燃費基準値より一定以上燃費性能の良い自動車について、現行の税率からおおむね一〇〇分の二五を控除した率とすることとした。

5 自動車取得税

(一) 平成一五年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止することとした。(附則第二二条関係)

(二) 平成一七年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率は、平成一六年四月一日から平成一七年九月三十日までの間に取得される一定の自動車のうち、一定のバス、トラック等にあつては、現行の税率から一〇〇分の二(その他の自動車にあつては、一〇〇分の一)を控除した率とすることとした。(附則第二二条第八項関係)

(三) 一定の燃費基準を満たす自動車に係る課税標準の特例措置を次のとおりとする(一)とともに、その適用期限を平成一八年三月三十一日まで(現行平成一六年三月三十一日まで)延長することとした。(附則第二二条関係)

(1) 一定の燃費基準値より一定以上燃費性能の良い自動車、最新自動車排出ガス基準値より四分の三以上排出ガス性能の良い自動車について、取得価額から三〇万円を控除することとした。

(2) 一定の燃費基準値より一定以上燃費性能の良い自動車、最新自動車排出ガス基準値より二分の一以上排出ガス性能の良い自動車について、取得価額から

(3) 二〇万円を控除することとした。
 一定の燃費基準を満たす自動車で、最新自動車排出ガス基準値より四分の三以上排出ガス性能の良い自動車について、取得価額から二〇万円を控除することとした。

6 軽油引取税

(一) 製造等の承認を受ける義務等の規定に違反して地域振興局長の承認を受けずに製造された軽油について、軽油引取税を納付する義務を負う者が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者のうち一定のものは、当該軽油引取税を納付する義務を負う者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負うこととした。(第一七六条の二関係)

(二) 免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、当該免税軽油使用者証を交付した地域振興局長は、当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した免税証の返納を命ずることができることとした。(第一八五条及び第一八六条関係)

(三) 混和以外の方法により軽油を製造する者は、その製造を行う場所の所在地を所管する地域振興局長の承認を受けなければならないこととした。(第一九二条関係)

7 狩猟税

狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるための目的税として狩猟税を次のとおり創設することとした。
 (一) 狩猟者の登録を受ける者に対し、狩猟税を課すこととした。(第一九四条関係)
 (二) 狩猟税の税率は、次のとおりとすることとした。(第一九五条第一項関係)

ア 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者(イに掲げる者を除く。)	一六、五〇〇円
イ 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者以外の者	一一、〇〇〇円
ウ 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	五、五〇〇円

(三) 次の狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、(二)の税率に次の割合を乗じた率とすることとした。(第一九五条第二項関係)

ア 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録	四分の一
イ アの狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録	四分の三

(四) 狩猟税の徴収については、証紙徴収の方法によることとした。(第一九六条関係)

(五) 狩猟税の賦課期日は、狩猟者の登録を受ける日とすることとした。(第一九七条関係)

(六) 生活保護法(昭和二十五年法律第一四四号)の規定により生活扶助を受ける者で地域振興局長が必要と認めるものに対しては、狩猟税を免除することとした。(第一九九条関係)

8 その他

(一) その他所要の規定の整備を行うこととした。

(二) この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。ただし、6は、同年六月一日から施行することとした。

(三) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

(四) 次に掲げる条例について所要の規定の整理を行うこととした。
 (1) 秋田県証紙条例(昭和三九年秋田県条例第三五号)
 秋田県産業廃棄物税条例(平成一四年秋田県条例第七三号)

条 例

秋田県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第四十五号

秋田県県税条例の一部を改正する条例

秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

「第十節 狩猟者登録税(第四百四十八条 第五百五十三条)

目次中 第十一節 削除

を「第十節及び第十一節 削除」に、「入猟税」を「狩猟税」に、「第九十八

条」を「第九十九条」に改める。

第三条第一号中

「鉱区税

を「鉱区税」に改め、同条第二号中「入猟税」を「狩猟税」に改める。

狩猟者登録税」

第八条第一項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同項第十三号中「入猟税」を「狩猟税」に改め、同号を同項第十二号とする。

第四十七条の十七第一項中「第三十七条の十二項に規定する証券業者」を「第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する証券業者等」に改める。

第七十六条の五第一項中「若しくは商店街振興組合」を「又は商店街振興組合」に、「都道府県若しくは」を「都道府県又は」に、「若しくは口」を「又は口」に、「若しくは施設」を「又は施設」に、「第三十九条の五第一項」を「第三十九条の五」に、「若しくは所属員」を「又は所属員」に改め、「、又は事業協同組合等若しくは商工組合が、環境事業団の設置し、若しくは造成した施設の用に供する不動産で令第三十九条の五第二項に規定するものを取得した場合において当該不動産の取得の日から五年以内に当該事業協同組合等若しくは商工組合の組合員に当該不動産を譲渡したとき」及び「又は商工組合」を削る。

第二章第十節及び第十一節を次のように改める。

第十節及び第十一節 削除

第四百四十八条から第六十三条まで 削除

第七百七十五条第四項中「混和の」を「製造の」に改める。

第七百七十六条の次に次の一条を加える。

(軽油引取税の補完的納税義務)

第七百七十六条の二 第九十二条第一項第一号又は第二号の規定に違反して地域振興局長の承認を受けずに製造された軽油について、第七百七十五条第四項又は前条第一項第五号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者(以下この条において「納税義務者」という。)が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で令第五十六条の二の四に規定するものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。

2 前項の場合において、納税義務者が特定できないとき、又は納税義務者の所在が明らかでないときであつて当該納税義務者の事業所若しくは前条第一項第五号に規定する軽油の消費若しくは譲渡について直接関係を有する事務所若しくは事業所(以下この項において「事業所等」という。)が明らかでないときは、この節の適用については、当該軽油の製造が行われた場所を事業所等とみなす。

第九十二条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 地域振興局長は、第一項の申請があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が法第七百条の六各号に掲げる用途のいずれにも該当しないときその他令第五十六条の八の二第一項に規定するときを除き、免税軽油使用者証を交付する。

第九十二条に次の一項を加える。

5 免税軽油使用者証の交付を受けた者(第一項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、そのいずれかの者)が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、当該免税軽油使用者証を交付した地域振興局長は、当該免税軽油使用者証の返納を命ずることができる。

第九十二条第二項中「十八リットル」を「十八リットル」に改め、同条第四項中「適当なものであると認めるときは」を「適当でない」と認めるときその他令第五十六条の八の二第二項に規定するときを除き、同条第八項中「前条第三項後段」を「前条第四項後段及び第五項」に改める。

第九十二条の見出し中「混和等」を「製造等」に改め、同条第一項中「元売業者、」を「元売業者(第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、法第七百条の六の二第一項第一号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。)、」に、「混和、」を「製造、」に、「混和等」を「製造等」に改め、同項第一号中「混和する」を「混和して炭化水素油を製造する」に改め、同項第二号中「軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して」を「前号に掲げる場合のほか、」に改め、同条第三項中「混和等」を「製造等」に改め、同条第五項中「混和等承認証」を「製造等承認証」に改め、同項第六項中「混和等を」を「製造等を」に、「混和等に」を「製造等に」に、「混和等承認証」を「製造等承認証」に改める。

「第三節 入猟税」を「第三節 狩猟税」に改める。

第百九十四条（見出しを含む。）中「入猟税」を「狩猟税」に改める。
第百九十五条から第百九十八条までを次のように改める。

（狩猟税の税率）

第百九十五条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 一万六千五百円
- 二 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、
法第二十三条第一項第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 一万千円
- 三 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 五千五百円

2 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に当該各号に定める割合を乗じた税率とする。

- 一 放鳥獣猟区（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第六十八条第二項第四号に規定する放鳥獣猟区をいう。次号において同じ。）のみに係る狩猟者の登録 四分の一
- 二 前号の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 四分の三

（狩猟税の徴収の方法）

第百九十六条 狩猟税の徴収については、証紙徴収の方法による。

2 前項の規定にかかわらず、狩猟税の徴収について特に必要があると認められる場合は、普通徴収の方法によることができる。この場合において、その納期は、納税通知書に定めるところによる。

（狩猟税の賦課期日）

第百九十七条 狩猟税の賦課期日は、知事の狩猟者の登録を受ける日とする。

（狩猟税の証紙徴収の手続）

第百九十八条 狩猟税は、知事の狩猟者の登録を受けるための鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十六条の規定による申請書の提出と同時に納付しなければならない。この場合において、当該納税者が第百九十五条第一項第二号に掲げる者であるときは、市町村長から交付を受けた納税証明書を出ししなければならない。

本則に次の一条を加える。

(狩猟税の免除)

第百九十九条 狩猟税は、生活保護法の規定により生活扶助を受ける者で地域振興局長が必要と認めるものに限り、これを免除する。

2 前項の規定により狩猟税の免除を受けようとする者は、年度及び税額を記載した申請書に生活扶助を受ける者であることを証明する書面を添付して、狩猟者の登録を受ける時まで地域振興局長に申請しなければならない。

附則第二条第一項中「三十六万円」を「三十五万円」に改める。

附則第三条を削る。

附則第三条の二の見出し中「特定の」を削り、「譲渡損失の」の下に「損益通算及び」を加え、同条第一項を次のように改める。

県民税の所得割の納税義務者の平成十七年度以後の各年度分の県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第四条第四項第一号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額（以下この項から第三項までにおいて「居住用財産の譲渡損失の金額」という。）がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、附則第九条第一項後段及び第三項第一号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前三年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

附則第三条の二第二項中「前項」を「第三項」に、「附則第三条第二項」を「附則第二条第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の法第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3 県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の年に生じた法附則第四条第四項第二号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、当該納税義務者が前年十二月三十一日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法第四十一条の五第七項第一号に規定する買換資産（次項及び第五項において「買換資産」という。）に係る同条第七項第四号に規定する住宅借入金等（次項において「住宅借入金等」という。）の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について前項の申告書をその提出期限までに提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）であつて、その後の年度分の県民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法附則第四条第七項第二号の規定により読み替

えて適用される法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、附則第九条第一項後段の規定にかかわらず、令附則第四条第一項の規定により、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の県民税に係る附則第九条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が三千万円を超える年度分の県民税の所得割については、この限りでない。

4 第一項の規定の適用を受けた者は、租税特別措置法第四十一条の五第七項第一号に規定する特定譲渡（以下この項において「特定譲渡」という。）の日の属する年の翌年十二月三十一日までに買換資産の取得をしない場合、買換資産の取得をした日の属する年の十二月三十一日において当該買換資産に係る住宅借入金等の金額を有しない場合又は買換資産の取得をした日の属する年の翌年十二月三十一日までに当該買換資産をその者の居住の用に供しない場合には、特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日又は買換資産の取得をした日の属する年の翌年十二月三十一日から四月を経過する日までに法施行規則附則第二条第二項の規定により、その旨を市町村長に申告しなければならない。

附則第三条の二を附則第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第三条の二 県民税の所得割の納税義務者の平成十七年度以後の各年度分の県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第四条の二第四項第一号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額（以下この項及び第三項において「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。）がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、附則第九条第一項後段及び第三項第一号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前三年の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の法第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3 県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の年に生じた法附則第四条の二第四項第二号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について前項の申告書をその提出期限までに提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）であつて、その後の年度分の県民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において

て県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された法附則第四条の二第七項第二号の規定により読み替えて適用される法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、附則第九条第一項後段の規定にかかわらず、令附則第四条の二第一項の規定により、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の県民税に係る附則第九条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が三千万円を超える年度分の県民税の所得割については、この限りでない。

附則第九条第一項中、「から同法第三十一条第一項に規定する」を「に対し、」に、「特別控除額」を「金額」に、「若しくは第三十六条第一項の規定又は同法第三十三条第四項（同法第三十三条の二第三項において準用する場合を含む。）、第三十六条の二第三項（同法第三十六条の六第二項において準用する場合を含む。）」若しくは第三十七条第六項（同法第三十七条の五第二項、第三十七条の七第四項若しくは第三十七条の九の二第四項において準用する場合を含む。）」を「又は第三十六条第一項」に、「計算される当該特別控除額」を控除した金額「を」同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき」に、「百分の二」を「百分の一・六」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

附則第九条第二項中、「第一項」を「前項」に、「次項第一号の規定により適用される同法第六十九条の規定の適用がある場合には、同条の規定の適用後」を「附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後」に改め、同条第三項第一号中、「第三十一条第五項第二号」を「第三十一条第三項第二号」に改める。

附則第十条第一項中、「平成十六年度」を「平成二十一年度」に、「前条第一項の」を「前条第一項前段の」に改め、同項第一号中、「四千万円」を「二千万円」に、「百分の一・六」を「百分の一・三」に改め、同項第二号中、「四千万円」を「二千万円」に、「六十四万円」を「二十六万円」に、「百分の二」を「百分の一・六」に改め、同条第二項中、「平成十六年度」を「平成二十一年度」に改め、同条第三項中、「租税特別措置法第三十四条の二第二項第三号に掲げる場合に該当することとなった土地等につき同条第一項」を「、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条まで、第三十六条の二、第三十六条の五から第三十七条まで、第三十七条の四から第三十七条の七まで、第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」に改め、同条第四項中、「第三十一条の二第二項第九号から第十四号まで」を「第三十一条の二第二項第十号から第十五号まで」に改める。

附則第十一条第一項中、「附則第九条第一項」を「附則第九条第一項前段」に、「同項」を「同項前段」に改める。

附則第十二条第一項中、「次に掲げる金額のうち、いずれが多い」を「課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額）（同法第三十三条の四第一項若しく

は第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第四項において準用する附則第九条第三項第二号の規定により適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額(をいう。)の百分の三に相当する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

附則第十二条第一項各号を削り、同条第二項中「第四項において準用する附則第九条第三項第一号の規定により適用される同法第六十九条の規定の適用がある場合には、同条の規定の適用後」を「附則第九条第一項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後」に改め、同条第三項中「同項第一号」を「同項」に、「百分の二」と、同項第二号中「計算した金額の百分の百十に相当する金額」とあるのは「計算した金額」を「百分の一・六」に改め、同条第四項中「第三十一条第五項第二号」を「第三十一条第三項第二号」に改める。

附則第十二条の二第一項中「及び第二項」を削り、「百分の二」を「百分の一・六」に改め、同条第五項中「第九条の五第一項」を「第九条の六第一項」に改める。

附則第十二条の二の二第一項中「所得割の納税義務者」を「平成十六年度から平成二十年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者」に改め、「及び次項」を削り、「この項から第三項まで」を「この項及び次項」に、「百分の一・六」を「百分の一」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「規定により適用される第一項の」を削り、同項を同条第二項とする。

附則第十二条の三第一項中「これら」を「当該株式」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 特定株式を平成十二年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に払込みにより取得をした県民税の所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡(次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであつて、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として令附則第十八条の六第十三項に規定する期間が三年を超える場合に限る。)をした場合における附則第十二条の二第一項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第十八条の六第十四項の規定により計算した金額の二分の一に相当する金額とする。

一 当該払込みにより取得をした特定株式を当該特定株式に係る特定中小会社(当該特定中小会社であつた株式会社を含む。以下この項において同じ。)が発行した株式に係る租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する上場等の日(次号において「上場等の日」という。)前に譲渡する場合 当該特定中小会社以外の者に対する譲渡で法施行規則附則第二十條第十項に規定するもの

二 当該払込みにより取得をした特定株式を当該特定株式に係る特定中小会社が発行した株式に係る上場等の日以後に譲渡する場合 その上場等の日以後三年以内に行われる譲渡（証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。）で租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該有価証券業者に対するもの

附則第十二条の三第八項中「令で定めるところにより同項」を「令附則第十八条の六第十六項の規定により第六項」に、「に第六項」を「に同項」に改める。

附則第十三条の三中「特定配当等」の下に、「（租税特別措置法第四条の二第九項及び第四条の三十項の規定の適用を受けるものを除く。）」を加える。

附則第十四条中「附則第十二条第一項第一号」を「附則第十二条第一項」に、「商品先物取引」を「先物取引」に改める。

附則第十四条の二中「附則第九条第一項及び第二項」を「附則第九条」に改め、同条を附則第十四条の二の二とし、附則第十四条の次に次の一条を加える。

（旧特定目的会社に係る事業税の課税の特例）

第十四条の二 第四十八条第一項第一号（二）の規定の適用については、当分の間、同号（二）中「特定目的会社」とあるのは、「特定目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項本文に規定する旧特定目的会社を含む。）」とする。

附則第十四条の七第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成十一年四月一日から平成十六年六月三十日まで」を「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」に、「これらの規定」を「第七十三条第一項第一号」に、「三年」を「二年（土地の取得の日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令附則第六条の十七第四項に規定する場合において「三年」と、第七十四条第一項中「二年」とあるのは「三年（当該取得の日から三年以内に同項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令附則第六条の十七第四項に規定する場合においては、四年）」に改め、同条第三項を削る。

附則第十六条第一項中「第十八条第六号」を「第四十九条第一項第六号」に改める。

附則第十七条中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

附則第十九条第一項中「（第三項）の下に「及び第四項」を加え、同条第三項中「エネルギー消費効率」の下に「（次項において「エネルギー消費効率」という。）」を加え、「第五項及び第七項において」を「次項から第七項まで及び附則第二十二条第六項において」に、「第五項及び第七項並びに附則第二十二条第六項」を「次項、第五項及び第七項」に、「法施行規則附則第五条の二第二項」を「同条第二項」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 低燃費車でエネルギー消費効率が優れたものとして令附則第十条の二第二項に規定するもの（第六項並びに附則第二十二条第五項及び第六項において「優良低燃費車」という。）のうち、窒素酸化物の排出量が、窒素酸化物排出許容限度よりも厳しいものとして法施行規則附則第五条の二第四項に規定する許容限度（第六項並びに附則第二十二条第五項及び第六項において「低窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えない自動車で法施行規則附則第五条の二第五項に規定するもの及び電気自動車等に対する第二百二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成十七年度分の自動車税に限り、当該自動車平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成十八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替える。

附則第十九条第五項中「附則第五条の二第三項」を「附則第五条の二第六項」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で法施行規則附則第五条の二第七項に規定するもの（第四項の規定の適用を受ける自動車を除く。）及び優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車と同条第八項に規定するもの（第四項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第二百二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成十七年度分の自動車税に限り、当該自動車平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成十八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替える。

附則第十九条第七項中「附則第五条の二第四項」を「附則第五条の二第九項」に改め、同条第八項中「前項」を「第三項から前項まで」に改める。

附則第二十二條第三項中「の取得」の下に「（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）」を加え、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律第十八条第一項に規定する自動車で同法第二十条第一号に規定するエネルギー消費効率に係る令附則第十六条の二の五に規定する基準に適合するもの」を「優良低燃費車」に、「窒素酸化物排出許容限度」を「低窒素酸化物排出許容限度」に、「附則第十二條の二の二第三項」を「附則第十二條の二の二第一項」に改め、「又は第四項」を削り、「平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」を「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車で法施行規則附則第十二條の二の二第二項に規定するもの及び低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車と同条第三項に規定するものの取得（第三項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第七十四条の三第一項の規定の適用については、当該取得が平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から二十万円を控除して得た額」とする。

附則第二十二條第七項中「前項」を「前二項」に改め、同條第八項中「平成十五年十月一日以降」を「平成十七年十月一日以降」に、「第四項」を「第五項」に、「次の各号に掲げる期間内」を「平成十六年四月一日から平成十七年九月三十日までの間」に改め、「率から、」の下に「次の各号に掲げる自動車の区分に応じ」を加え、同項各号を次のように改める。

- 一 バス、トラックその他の法施行規則附則第十二條の二の三第七項に規定する自動車 百分の二
- 二 前号に掲げる自動車以外の自動車 百分の一

附則第二十二條第九項中「第四項又は第六項」を「第五項、第六項又は前二項」に改め、同項を同條第十項とし、同條第八項の次に次の一項を加える。

9 道路運送車両法第四十一條の規定により平成十五年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車又は同條の規定により平成十六年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車のうち、粒子状物質の排出量が法施行規則附則第十二條の二の三第八項に規定する許容限度の四分の一を超えない自動車で同條第九項に規定するものの取得（第三項、第五項、第六項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十四條の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一・五を控除した率とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第七十五條第四項の改正規定、第七十六條の次に一條を加える改正規定並びに第八十五條、第八十六條及び第九十二條の改正規定並びに附則第十六項及び第十八項の規定は、同年六月一日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

2 次項から附則第十項までに定めるものを除き、この条例による改正後の秋田県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成十六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第三條の二及び第十二條の二の規定は、平成十七年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十六年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第三條の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十四号）第七條の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。以下「新租税特別措置法」という。）第四十一條の五第七項第一号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る個人の県民税について適用し、所得割の納税

義務者が同日前に行った所得税法等の一部を改正する法律第七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下、「旧租税特別措置法」という。）第四十一条の五第三項第一号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第十三条の三の規定は、平成十六年四月一日（以下、「施行日」という。）以後に特定配当等に係る新租税特別措置法第四条の二第九項及び第四条の三第十項に規定する事実が生ずる場合について適用し、施行日前に特定配当等に係る旧租税特別措置法第四条の二第九項又は第四条の三第十項に規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

6 新条例附則第九条の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う新租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った旧租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。

7 新条例附則第十条の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する個人の県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行ったこの条例による改正前の秋田県県税条例（以下、「旧条例」という。）附則第十条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。

8 新条例附則第十二条の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う新租税特別措置法第三十二条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った旧租税特別措置法第三十二条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。

9 新条例附則第十二条の三第六項の規定は、所得割の納税義務者が施行日以後に行う同項に規定する特定中小会社の特定株式（新租税特別措置法第三十七条の三第一項第二号及び第三号に定めるものにあつては、施行日以後に払込みにより取得をするものに限る。）の譲渡について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に行った旧条例附則第十二条の三第六項に規定する特定株式の譲渡については、なお従前の例による。

10 平成十七年度分の個人の県民税に限り、平成十七年一月一日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る新条例第三十七条の規定の適用については、同条中「千円」とあるのは、「五百円」とする。

（不動産取得税に関する経過措置）

11 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

- (自動車税に関する経過措置)
- 12 新条例附則第十九条第四項及び第六項の規定は、平成十七年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十六年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- (狩猟者登録税に関する経過措置)
- 13 施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟者登録税については、なお従前の例による。
- (自動車取得税に関する経過措置)
- 14 新条例附則第二十二条第三項及び第五項から第十項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 15 施行日前の旧条例附則第二十二条第四項及び第八項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- (軽油引取税に関する経過措置)
- 16 新条例第七十六条の二の規定は、平成十六年六月一日以後に製造される軽油の販売、消費又は譲渡に対して課する軽油引取税について適用する。
- 17 新条例第九十二条第一項第一号又は第二号の規定による製造の承認は、これらの号の規定の例により、平成十六年六月一日前においても行うことができる。
- 18 平成十六年六月一日前に旧条例第九十二条第一項第一号又は第二号の規定によりされた混和の承認は、新条例第九十二条第一項第一号又は第二号の規定によりされた製造の承認とみなす。
- (狩猟税に関する経過措置)
- 19 新条例の規定中狩猟税に関する部分は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。
- (入猟税に関する経過措置)
- 20 施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する入猟税については、なお従前の例による。
- (秋田県証紙条例の一部改正)
- 21 秋田県証紙条例(昭和三十九年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。
- 第二条中、「狩猟者登録税」を削り、「入猟税」を「狩猟税」に改める。
- (秋田県産業廃棄物税条例の一部改正)
- 22 秋田県産業廃棄物税条例(平成十四年秋田県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。
- 第十六条中、「入猟税」を「狩猟税」に、「十三 入猟税」を「十二 狩猟税」に、「十四 産業廃棄物税」を「十三 産業廃棄物税」に改め

る。

購読料金 発行所
 一月三千五百円 秋田県
 秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田県株式会社
 秋田市山王七丁目五番二十九番五社号
 電話(0862)876600
 FAX(0863)876600
 E-mail:natsubarara@natsubararanatsus.co.jp

